

南湖ハウス通信



戦後80年と児童養護施設

7月20日の参院選は、SNSの影響もあり、投票率が6.5ポイントも上昇し、既成政党から新たな政党が伸びたり、生まれたりする今後の政治が変わる転換点となる選挙でした。外国人についても話題になりましたが、今や外国人の労働力は、無くてはならないものです。政党のトップは、配慮ある言動をしてほしいと思います。(裏面憲法比較)

さて、今年は戦後80年。茅ヶ崎にも戦災孤児を収容した3つの児童養護施設があります。全国にも600超の施設が今も存在し、家庭で暮らせない子どもがいます。「戦争トラウマ」から虐待の負の連鎖がずっと続いていることも知っていただきたく思います。



* 戦争を考える映画です。ぜひ見てください。

- ① 7/12~ 黒川の女たち(ドキュメンタリー)
語り: 大竹しのぶ (詳細裏面)
- ② 7/25~ 木の上の軍隊 堤真一/山田裕貴
- ③ 8/1~ 長崎-閃光の陰で- 語り/美輪明宏
- ④ 8/2~ 神の島 若林豪
- ⑤ 8/8~ ハオト 原田龍二/片岡鶴太郎
- ⑥ 8/15~ (駆逐艦)雪風 玉木宏/竹野内豊
- ⑦ 9/19~ 宝島 妻夫木聰/窪田正孝

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					OPEN	①
3	4	5	6	7	8	9
	OPEN				OPEN	
10	11	12	13	14	15	16
	OPEN		FH	FH	FH	②
17	18	19	20	21	22	23
②	②	②	②	③	OPEN	
24/31	25	26	27	28	29	30
	OPEN				OPEN	

2025年8月号 vol.47

8月の予定

- ① SATOKEN 第1回「おとなたちのフリースクール」
日時: 8月2日(土) 10:00~20:00 (ZOOM)
- ② 特別企画「エデュケーターから学ぶフランスの子ども家庭福祉」 (ZOOM参加も可能)
日時: 8月16~20日 聖心女子大学
主催: 社会的養育総合支援センター主催
- ③ 第11回 憲法勉強会「解釈改憲と政治」
主催: 茅ヶ崎の社会教育を考える会
日時: 8月21日(木) 14:00~16:00
場所: 茅ヶ崎市民文化会館3階第4会議室
※ 今夏のフレンドホームは13~17日の予定。
※ つきのわ赤ちゃん相談室は8月はお休みです。

7月の報告

★海の日の浜降祭は中町八雲神社の町頭を近所の方々と務めました。神輿をかつがせてもらったり、体験と対話を楽しみました。顔の見える関係は安心の原点ですね。

★南湖ハウスのウッドデッキでビニールプールを広げて幼児さんとママさんたちと遊びました。



* この通信は、日常会話ではなかなか話題にしづらいけれど、「未来に関わる大切なこと」をお知らせしています。ぜひ、「話のタネ」に使っていただければと思います。

* 南湖ハウスは、月・金(10~16時)を開けています。他の日は連絡いただければ都合を合わせますので、遠慮なくメールまたは電話、SNS等でご連絡下さい。(*^-^*)
また、会員になっていたい方には会員特典もありますのでお問い合わせください。☆-(^-^)v

ふらっと南湖 (任意団体)

メール: nangohouse@gmail.com

場所: 茅ヶ崎南湖4-2-18東棟

TEL: 0467-82-7155 (松本)



南湖ハウスHP

憲法と改憲案 前文比較（日本国憲法・自民党案・参政党案）

日本国憲法

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。…

自民党 改憲案

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、國民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、國民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、國と郷土を誇りと氣概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って國家を形成する。…

参政党 改憲案

日本は、稻穂が実る豊かな国土に、八百万の紙と祖先を祀り、自然の摂理を尊重して命あるものの尊厳を認め、德を積み、文武を養い、心を一つにして伝統文化を継承し、産業を発展させ、調和の取れた社会を築いてきた。

天皇は、古より國をしらすこと悠久であり、國民を慈しみ、その安寧と幸せを祈り、國民もまた天皇を敬慕し、國全体が家族のように助け合って暮らす。…

ちょこっと、憲法！

(その13)



今回は、現行憲法と2つの案を比較してみました。
ご覧のように自民党案と参政党案には「太平洋戦争」についての総括や反省は書かれていません。「主権は誰か」が大事です。

※ 詔勅(しょうちょく)とは、天皇が皇室や國の大事に関して表明した意思を書き記したもの総称。

《参考》 大日本帝国憲法(明治憲法)

主権は、天皇にあり、國務大臣や官吏は天皇が任命にし、議会は政府を組織する権限をもつていなかった。外國と条約を結むすんだり、戦争を始はじめることもすべて天皇の権限であり、とくに軍部は天皇に直属するものとして、政府からも議会からも独立していた。

また、國民は「臣民(しんみん)」と呼よばれ、その権利は「法律によって制限できる」とされていた。

戦争下での女性、そして憲法

映画「黒川の女たち」は、満洲からの帰国の道中に、ソ連軍から村人の命を救うための見返りに、若い女性の「性」を捧げた証言映画です。帰国した後に受けたのは、労いではなく、差別と偏見、誹謗中傷でしたが、戦後68年経った2013年、被害に遭った女性たちがその事実を初めて講演会の場で明かしたのです。

戦時中の慰安婦(軍人・軍属の性の相手をさせられる女性)も同様ですが、他にも治安維持法によって、10万人以上が検挙され、拷問や

病気で1000人以上が死亡。女性には陰湿な性的拷問がなされたという記録があります。

戦争という緊急事態下では、殺人も暴力も許され、個人より集団が優先されます。戦争での死者は、日本人310万人に対し、加害による死者は、2000万人(中国・韓国・東南アジア他)です。

憲法は、戦争への多くの反省と、國民一人一人の権利(人権)を守るために明文化された103の条文です。憲法を変えたいなら、戦争への総括と「何を目的とする変更なのか」を明示し、一方の國民も憲法のできた過程(歴史)を知る必要があるでしょう。(^-^)/